浜田市新型コロナウイルス感染症対策事業（感染症予防費）

補助金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、従業員等に新型コロナウイルス感染症の検査を行う高齢者福祉施設等に対し、検査キットの購入に要する費用の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の早期発見及び感染拡大防止を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　高齢者福祉施設介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問介護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第12項に規定する福祉用具貸与及び特定福祉用具販売、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第23項に規定する看護小規模多機能型居宅介護を行う施設及び同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第24項に規定する居宅介護支援、同条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条第4項に規定する養護老人ホーム、同法第20条第6項に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム同法第79条第1項に規定する有料老人ホーム並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。

⑵　障がい者施設等　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援、同条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所及び同条第11項に規定する障害者支援施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所並びに同法第42条に規定する障害児入所施設をいう。

⑶　保育所等　児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所及び同法第39条第1項に規定する保育所、同法第41条に規定する児童養護施設並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（私立の幼稚園に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

⑷　高齢者福祉施設等　高齢者福祉施設、障がい者支援施設等及び保育所等をいう。

⑸　検査キット　新型コロナウイルス感染症の検査に係る検査キットのうち、抗原定性検査に係る検査キットであって、厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

（補助対象者）

第3条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する高齢者福祉施設等を運営するものとする。

（補助対象経費）

第4条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、検査キットの購入費用とする。

（補助金額等）

第5条　補助金の額は、補助対象経費相当額とする。ただし、1補助対象者当たり、補助対象者の役員及び従業員の数に1,000円を乗じて得た額を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請等）

第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策事業（感染症予防費）補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに市長に提出しなければならない。

⑴　検査キットに係る領収書の写し

⑵　役員及び従業員の名簿

⑶　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市新型コロナウイルス感染症対策事業（感染症予防費）補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1 　この要綱は、令和3年12月17日から施行し、同年12月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 　この要綱は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。

附　則

　この要綱は、令和4年1月20日から施行する。